

福岡県過疎地域持続的発展方針

(令和3年度～令和7年度)

令和3年8月
(令和4年5月改訂)

福岡県

目 次

はじめに	1
第1 基本的な事項	
1 過疎地域の現状と課題	2
(1) 過疎地域の現状	2
(2) 過疎対策事業に対する評価及び今後の課題	15
2 過疎地域の持続的発展の基本的な方向	16
3 広域的な経済社会生活圏の整備に係る計画との関連	18
第2 分野別の方針・取組	
I 地域の未来を見据えた取組の推進	
1 次代を担う「人財」の育成	24
(1) 人材育成の方針	24
(2) 人材の確保・育成の促進	24
2 移住・定住・地域間交流の促進	26
(1) 移住・定住・地域間交流の促進の方針	26
(2) 移住・定住の促進	26
(3) 地域間交流の促進	27
3 選ばれる地域の実現	28
(1) 選ばれる地域の実現の方針	28
(2) 農山漁村の振興	28
(3) 地場産業等の振興	28
(4) 企業の誘致推進	29
4 地域における情報化	30
(1) 地域における情報化の方針	30
(2) 情報化の促進	30
5 再生可能エネルギーの利用の推進	31
(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針	31
(2) 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入	31
II 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり	
1 産業の振興	33
(1) 産業振興の方針	33
(2) 農林水産業の振興	33
(3) 地場産業等の振興	35
(4) 企業の誘致推進	36
(5) 創業の促進	37
(6) 商業の振興	37
(7) 情報通信産業の振興	37
(8) 観光の振興	37
2 医療の確保	39
(1) 医療の確保の方針	39
(2) 無医地区対策	39
3 集落の整備	41
(1) 集落整備の方針	41

(2) 集落整備の促進	41
4 地域文化の振興等	42
(1) 地域文化の振興等の方針	42
(2) 地域文化の振興等に係る施設相互の連携	42
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保	43
(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保の方針	43
(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	43
(3) 子育て環境の確保を図るための対策	45
6 教育の振興	46
(1) 教育の振興の方針	46
(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	46
(3) 集会施設、体育施設、図書館その他の社会施設等の機能充実	47
Ⅲ 暮らしと産業を支える社会基盤の整備	
1 交通施設の整備、交通手段の確保	48
(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針	48
(2) 国道、県道及び市町村道の整備	48
(3) 農道、林道、港湾及び離島航路の整備	48
(4) 交通手段の確保対策	49
2 生活環境の整備	50
(1) 生活環境の整備の方針	50
(2) 水道、污水处理施設等の整備	50
(3) 消防救急体制	51
図1 福岡県内過疎地域市町村	52
図2 福岡県広域地域振興圏域	53

はじめに

昭和30年代以降、日本経済の高度成長の過程で、農山村漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方において一定の生活水準や地域社会の基礎的条件の維持が困難になるなど深刻な問題が生じた。

こうした人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法が制定され、本県においても国の支援制度を活用しながら、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備など過疎地域の活性化対策を進めてきた。

しかしながら、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が依然として継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化等が喫緊の課題となっている。

このような状況に鑑み、令和3年4月1日、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行された。

本方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本県の過疎市町村の持続的発展に向けた基本的な方向性を示すとともに、「福岡県過疎地域持続的発展計画」及び「過疎地域持続的発展市町村計画」の策定の際の指針として策定するものである。

第 1 基本的な事項

1 過疎地域の現状と課題

(1) 過疎地域の現状

① 過疎地域の分布

本県では、令和4年4月1日現在、60市町村のうち23市町村が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定を受け、外1市が同法による経過措置の適用を受ける特定市町村である（表1）。

なお、令和4年4月1日追加公示により、みやこ町がみなし過疎（全域が過疎地域であるとみなす団体）から全部過疎（全域が過疎地域である団体）に、糸田町及び柳川市のうち旧柳川市の区域が新たに過疎地域となった。

特定市町村についても指定市町村と共通した課題を抱え、目指すべき方向も類似点が多いことから、経過措置の期間は、可能な限り指定市町村と同様の取り扱いをするものとする。

表 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく県内の過疎関係市町村と経過措置適用市町村（令和4年4月1日現在）

過疎関係市町村（過疎市町村・過疎地域とみなされる市町村及び区域）（23市町村）	
市	飯塚市のうち旧筑穂町の区域（*1）、旧穎田町の区域（*1）
	田川市
	柳川市のうち旧大和町の区域（*1）、旧柳川市の区域（*5）
	八女市
	宗像市のうち旧大島村の区域（*1）
	うきは市のうち旧浮羽町の区域（*1）
	嘉麻市
	朝倉市のうち旧杷木町の区域（*1）、旧朝倉町の区域（*1）
	みやま市
遠賀郡	芦屋町
鞍手郡	小竹町 鞍手町
朝倉郡	東峰村
田川郡	香春町 添田町 川崎町 大任町 赤村 福智町 糸田町（*4）
京都郡	みやこ町（*2）（*4）
築上郡	上毛町 築上町

経過措置適用市町村（1市）	
市	大牟田市（*3）

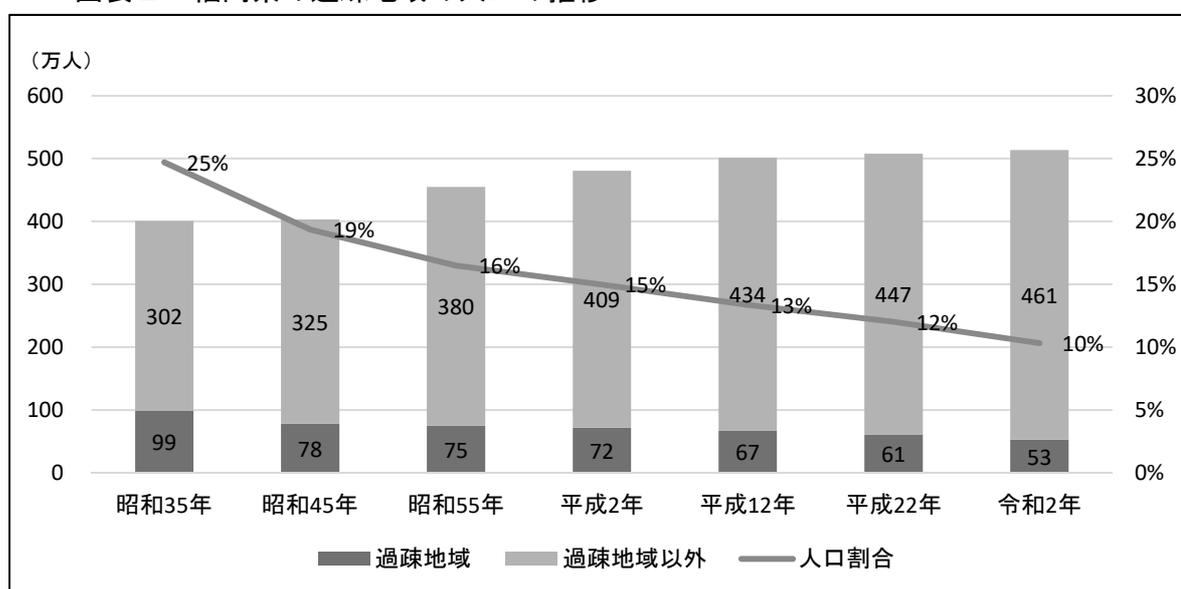
下記以外の市町村 …… 令和3年4月1日総務省・農林水産省・国土交通省告示第10号

- * 1 旧筑穂町、旧穎田町、旧大和町、旧大島村、旧浮羽町、旧杷木町、旧朝倉町の区域
 …… 令和3年4月1日総務省・農林水産省・国土交通省告示第11号
- * 2 みやこ町 …… 令和3年4月1日総務省・農林水産省・国土交通省告示第12号
- * 3 大牟田市 …… 令和3年4月1日総務省・農林水産省・国土交通省告示第13号
- * 4 糸田町、みやこ町
 …… 令和4年4月1日総務省・農林水産省・国土交通省告示第3号
- * 5 旧柳川市 …… 令和4年4月1日総務省・農林水産省・国土交通省告示第4号

② 県内の過疎地域の概要

- 昭和35年以降県全体の人口が一貫して増加しているのに対し、過疎地域においては依然として人口の減少が続いている（図表2）。

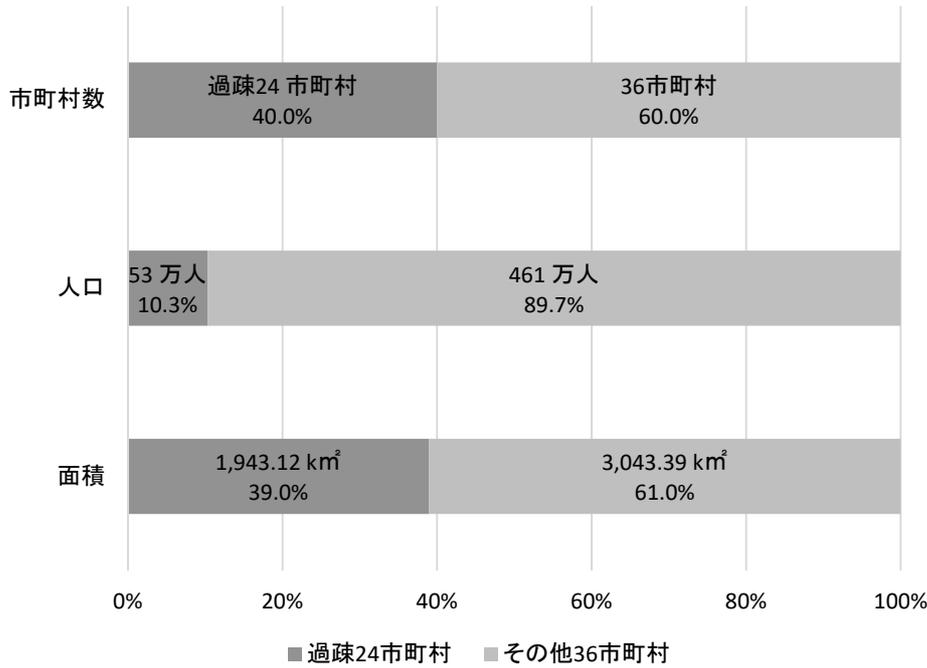
図表2 福岡県の過疎地域の人口の推移



(注) 昭和35年～令和2年国勢調査による。

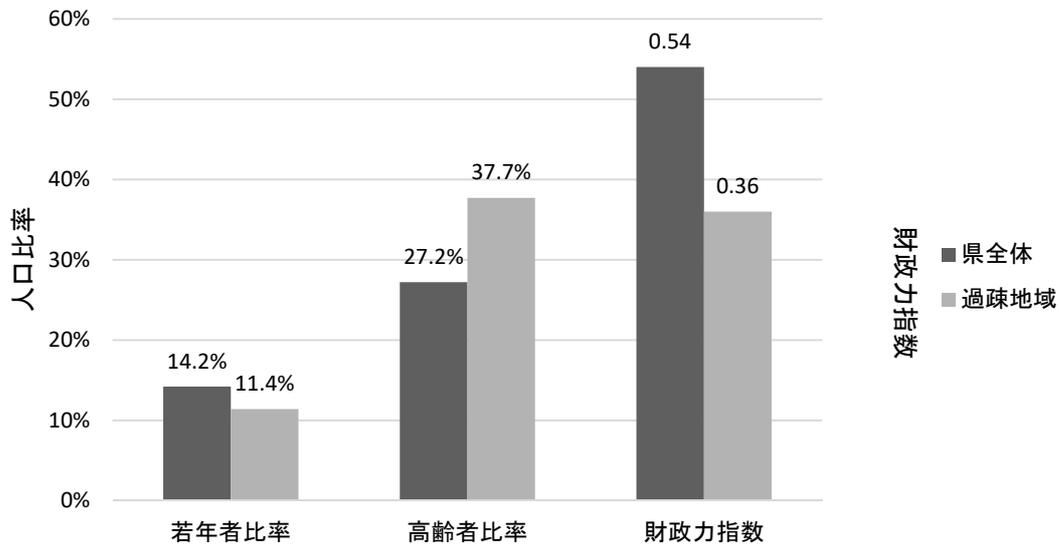
- 過疎関係市町村は23市町村、経過措置の適用を受ける市町村は1市であり、県全体市町村総数に占める割合は、40.0%である（図表3）。
- 過疎地域の人口は53万人であり、県全体の人口に占める割合は10.3%である（図表3）。
- 過疎地域の面積は1943.12km²であり、県全体の面積に占める割合は39.0%である（図表3）。
- 過疎地域は、県全体と比べ人口減少が著しいほか、若年者の割合が低く、高齢者の割合が高い。また、財政力が低いという特徴がある（図表4）。

図表3 過疎地域が全県に占める割合



- (注) 1 市町村数は令和4年4月1日現在。
 2 人口は、令和2年国勢調査による。
 3 面積は、令和2年全国都道府県市区町村別面積調による。

図表4 高齢者比率・若年者比率・財政力指数の過疎地域と県全体の比較



- (注) 1 若年者比率（総人口に占める15～29歳人口の比率）及び高齢者比率（総人口に占める65歳以上人口の比率）は令和2年国勢調査により作成。
 2 財政力指数は令和2年度地方財政状況調査等による。なお、一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体の数値に基づく。

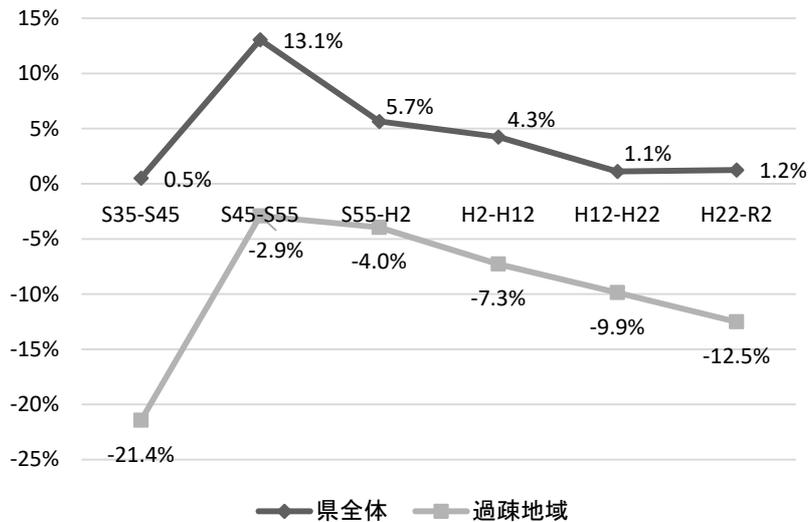
③ 過疎地域の人口の動向

(ア) 人口減少率の推移

過疎地域の人口減少率の推移を見ると、昭和35年～45年には21.4%と著しく高い状況にあったが、その後人口減少率は低下した。

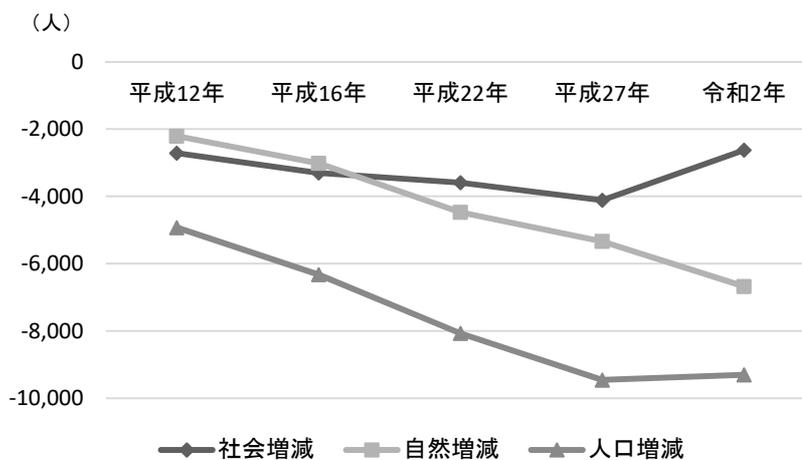
しかし近年、少子高齢化が進み、自然減が拡大したことにより、減少率は拡大傾向にある（図表5、6）。

図表5 過疎地域の人口増減率の推移



- (注) 1 国勢調査による。
2 昭和35年から令和2年までの10年ごとの人口の増減率

図表6 過疎地域における人口増減（社会増減と自然増減）の推移

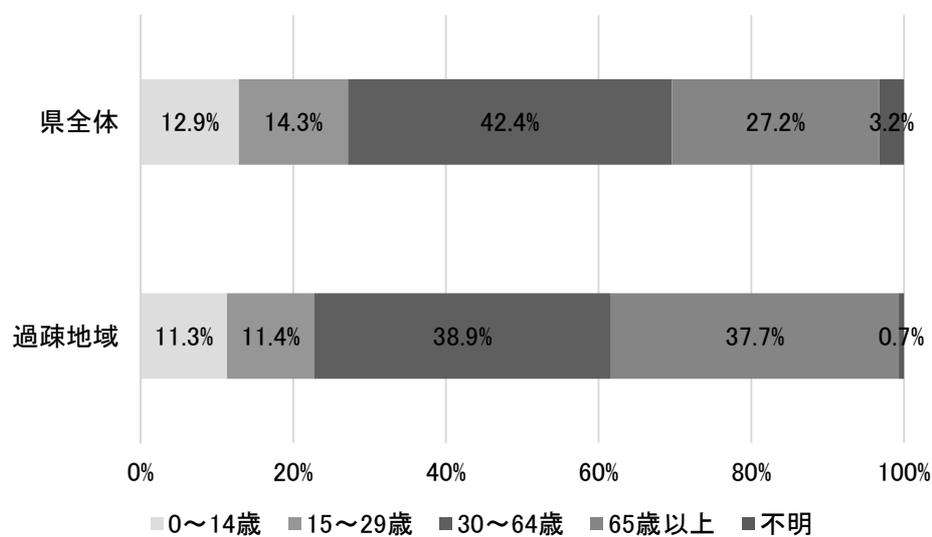


- (注) 福岡県の人口と世帯年報により作成。平成22年以降は一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体のデータにより集計している。

(イ) 過疎地域の人口構成

過疎地域の年齢層別人口構成を県全体と比較すると、30～64歳の比率は県全体42.4%に対し38.9%と低く、65歳以上の高齢者比率は県全体27.2%に対し37.7%と高いという状況がみられる（図表7）。

図表7 過疎地域及び県の年齢階層別人口構成



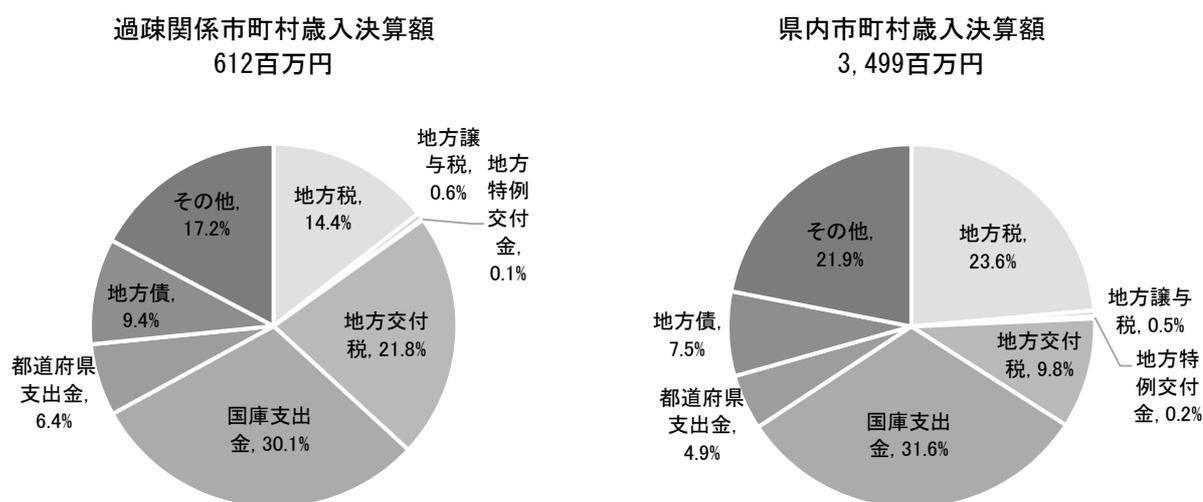
注) 令和2年国勢調査により作成。

④ 財政状況等

過疎地域の1市町村当たりの歳入に占める地方税収割合は、県内市町村全体の23.6%に対し14.4%と低い状況にある（図表8）。

また、市町村の財政運営の自主性の度合いを示す財政力指数をみると、県内市町村の平均が0.54であるのに対し、過疎地域の平均は、0.36となっている（表9）。

図表8 市町村歳入決算の状況（1団体当たりの歳入決算）



（注）総務省「令和2年度地方財政状況調査」による。

表9 財政力指数段階別過疎関係市町村数

（単位：団体）

区 分	令和2年度
	市 町 村
0.1未満	0
0.1以上0.2未満	2（8.3%）
0.2以上0.3未満	6（25.0%）
0.3以上0.42未満	8（33.3%）
0.42超	8（33.3%）
計	24
平均値 A	0.36
県平均値 B	0.54
B - A	0.18

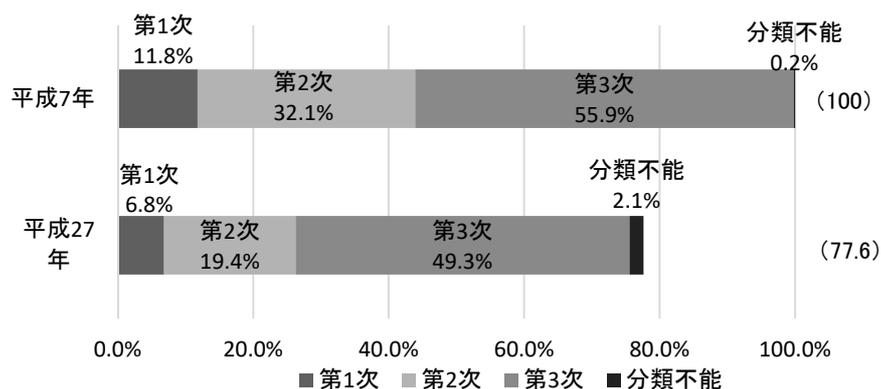
（注）総務省「令和2年度地方公共団体の主要財政指標一覧」による。

⑤ 産業及び雇用

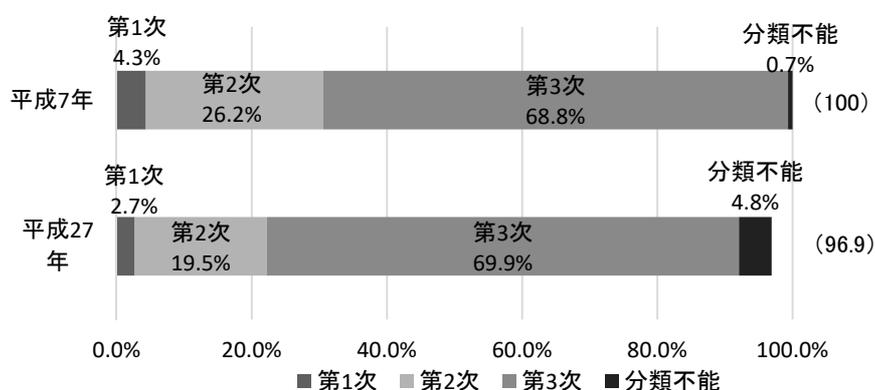
過疎地域の産業別就業人口割合をみると、県全体に比べ、第一次産業、第二次産業に従事している人の割合が高く、第三次産業に従事している人の割合が低い（図表10）。

図表10 産業別就業人口及び構成割合の変動状況

（過疎地域）



（県全体）



(注) 1 国勢調査による。() は平成7年の就業人口を100としたときの指数である。
 2 分類不能は調査票の記載不備により産業の分類ができないものである。

本県の有効求人倍率は、平成22年度以降上昇傾向で推移してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく低下しており、雇用情勢は厳しさが見られ、感染症が雇用に与える影響に、より一層注視する必要がある。直近の令和2年度においては、過疎市町村が多い筑豊地域は、県全体の水準より低い状況となっている（表11）。

表11 地域別有効求人倍率の推移

	県全体	福岡地域	北九州地域	筑豊地域	筑後地域
平成12年度	0.47	0.53	0.47	0.33	0.43
平成17年度	0.79	0.87	0.82	0.58	0.63
平成22年度	0.50	0.48	0.58	0.48	0.45
平成27年度	1.16	1.29	1.10	0.85	1.05
平成30年度	1.59	1.75	1.44	1.28	1.48
令和元年度	1.52	1.67	1.37	1.26	1.42
令和2年度	1.06	1.08	1.00	1.04	1.09

（注）福岡労働局「雇用失業情勢」による。

本県には、169箇所の直売所があり、北九州市、福岡市の2政令市など、人口500万人の大消費地を背景に、年間約350億円の売上がある。そのうち、過疎市町村には65箇所、年間約1,230万人の来客と約153億円の売上があり、農林水産業をはじめとする地域産業の活性化の重要な機能を担っている（表12）。

表12 過疎市町村の直売所

区分	市町村数	箇所数	来客者数（万人）	販売額（百万円）
県合計	60	169	2,580	35,426
過疎市町村合計	21	65	1,231	15,329
福岡地域	3	13	352	4,207
北九州地域	3	8	185	2,159
筑豊地域	10	16	284	4,030
筑後地域	5	28	410	4,933

（注）1 福岡県調査による。

2 一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体の数値に基づく。

⑥ 生活環境等の整備状況

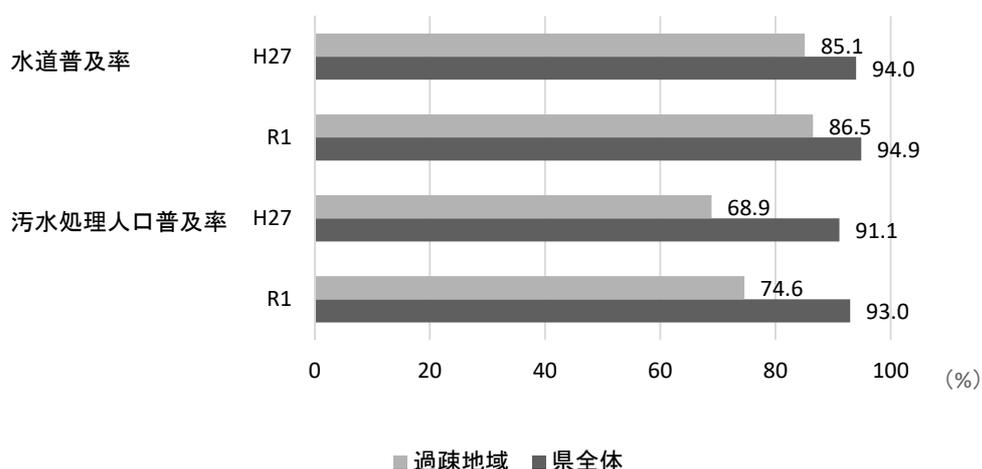
過疎地域における生活環境の整備状況を県全体と比較してみると、水道普及率については上昇しているものの、県全体との比較では未だ8.4ポイント近い開きがある。

汚水処理人口普及率については、県全体が93.0%に対して過疎地域74.6%となっており、県全体と比較して低い状況にある（図表13）。

市町村道の整備状況については、改良率、舗装率とも、県全体と比較してみると低い状況にある（表14）。

一方、過疎地域における超高速ブロードバンド利用可能世帯率（移動系含む）は、ほぼ100%となっており、情報通信面での格差は少なくなっている。

図表13 水道普及率及び汚水処理人口普及率



- (注) 1 水道普及率については、「福岡県の水道」をもとに作成。汚水処理人口普及率については、「令和2年度福岡県の下水道」をもとに作成。
- 2 一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体のデータにより集計している。

表14 市町村道の整備状況

年度	改良率 (%)		舗装率 (%)	
	県全体	過疎市町村(*)	県全体	過疎市町村(*)
H14	58.5	52.2	81.1	74.4
H19	61.8	56.4	83.7	76.3
H24	63.8	58.9	85.0	77.7
H29	64.9	59.4	86.5	80.0

- (注) 1 「福岡県統計年鑑」内の「道路現況」をもとに作成。
- 2 平成19年以降は一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体のデータにより集計している。

⑦ 交通の状況

コミュニティバス等の広域運行（市町村域を超える運行）の路線数は、県全体が40路線に対して、過疎市町村は18路線となっている。（表15）

表15 コミュニティバスの広域運行状況（令和3年3月現在）

	コミュニティバス等の広域運行（市町村域を超える運行）の路線数
過疎市町村	18路線
県全体	40路線

（注）福岡県調べ。

⑧ 福祉・医療の状況

本県の過疎地域においては、5市町村に13箇所の無医地区がある（表16）。

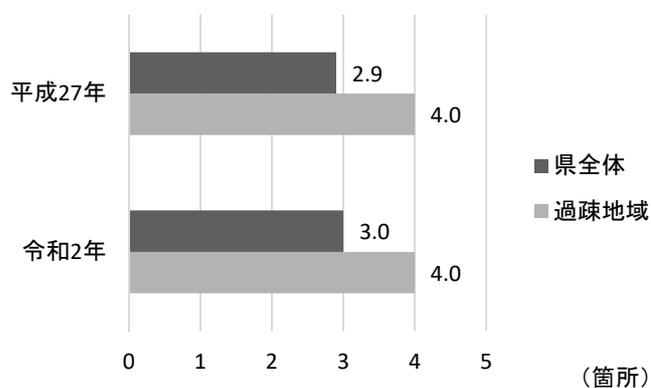
一方、過疎地域の65歳以上人口1万人当たりの特別養護老人ホームの施設数については、県全体の3.0に比べ、過疎地域では4.0と立地が多くなっている（図表17）。

表16 過疎地域における無医地区の状況

区 分	平成16年 12月	平成21年 10月	平成26年 10月	令和元年 10月
無医地区数	15	15	15	13
無医地区を有する市町村数	6	6	6	5

（注）厚生労働省「無医地区調査」による。

図表17 高齢者施設の整備状況（65歳以上人口1万人当たりの特別養護老人ホーム数）



（注）福岡県調べ

⑨ 教育の状況

過疎地域における1学校当たりの児童及び生徒数を県全体と比較すると、小学校では、児童数が県全体385人に対し過疎地域224人と約58.2%、中学校では、生徒数が県全体378人に対し過疎地域236人と約62.4%の水準であり、過疎地域においては小規模校が多い状況にある（表18）。

表18 義務教育の状況

項目	単位	平成22年度		平成27年度		令和2年度			
		過疎地域	県全体	過疎地域	県全体	過疎地域	県全体	県全体との比較	
小学校	学校数	校	218	771	208	756	185	729	25.4%
	児童数	人	46,742	281,109	43,180	274,921	41,452	280,977	14.8%
	1学校あたり児童数	人	214	365	208	364	224	385	58.2%
中学校	学校数	校	100	375	97	370	90	362	24.9%
	児童数	人	25,198	143,245	23,117	140,874	21,245	136,797	15.5%
	1学校あたり児童数	人	252	382	238	381	236	378	62.4%

（注） 学校基本調査による。一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体の数値に基づく。

⑩ 集落の状況

少子高齢化が進行するなか、集落の維持・活性化が求められている。県内の住宅整備の状況については、過疎市町村が多い筑豊地域の空き家率は18.7%、筑後地域の空き家率は14.0%となっている（表19）。

表19 住宅総数に占める空き家の割合

区分	住宅総数（戸）	空き家数（戸）	空き家率（%）
福岡地域	1,348,030	137,410	10.2
北九州地域	642,650	99,340	15.5
筑豊地域	179,630	33,640	18.7
筑後地域	360,170	50,510	14.0
県合計	2,581,200	328,600	12.7

（注） 総務省「平成30年住宅・土地統計調査」による。

⑪ 再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギー導入容量については、県全体が249万kwに対して、過疎市町村は103万kwとなっている。（表20）

表20 再生可能エネルギー導入容量（令和元年度末）

	再生可能エネルギー導入容量
過疎市町村	103万kw
県全体	249万kw

- (注) 1 資源エネルギー庁公表データ及び福岡県調査による。
 2 一部過疎地域（飯塚市、柳川市、宗像市、うきは市、朝倉市）については、市全体の数値に基づく。

⑫ 過疎対策事業に係る実績等

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の施行以来、過疎地域振興特別措置法（昭和55年施行）、過疎地域活性化特別措置法（平成2年施行）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年施行）と4回にわたる立法措置のもとに、総合的、計画的な過疎対策事業を推進してきており、令和2年度までの51年間の総投資額は2兆3千億円余となっている（表21）。

このうち、旧法の過疎地域自立促進特別措置法における実績額（平成12年度～令和2年度）は、市町村と県全体で約9,982億円となっており、その内訳は、多い順から、交通通信体系の整備3,068億円（30.7%）、生活環境の整備2,269億円（22.7%）、産業の振興1,793億円（18.0%）、教育の振興1,306億円（13.1%）などとなっている（表22）。

表21 過疎対策事業実績の推移（百万円）

適用法律 （年度） 区分	過疎地域 対策緊急 措置法 （S45～S54）	過疎地域 振興特別 措置法 （S55～H1）	過疎地域 活性化 特別措置法 （H2～H11）	過疎地域 自立促進 特別措置法 （H12～R2）	合計
県計画実績	62,872	71,444	129,949	333,932	598,197
市町村計画実績 （過疎債充当額）	224,408 (20,759.5)	367,738 (37,903.1)	475,450 (53,471.7)	664,289 (183,787.6)	1,731,885 (295,921.9)
合計	287,280	439,182	605,399	998,221	2,330,082

表 2 2 過疎地域自立促進特別措置法における事業実績

区 分	実績額（百万円） （H12～R2）	実績構成比（％）
1 産業の振興	179,341	18.0
2 交通通信体系の整備	306,869	30.7
3 生活環境の整備	226,985	22.7
4 高齢者の保健及び福祉の 向上及び増進	65,546	6.6
5 医療の確保	29,203	2.9
6 教育の振興	130,641	13.1
7 地域文化の振興等	12,735	1.3
8 集落の整備	20,470	2.1
9 その他	26,432	2.6
合 計	998,221	100.0

表 2 3 《各分野に含まれる事業の例》

産業の振興	農業経営近代化事業、湾港、企業誘致対策、地場産業振興対策、商店街振興対策 等
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	市町村道、住民の交通利便の確保、テレビ放送中継施設、ブロードバンド・携帯電話等エリア整備 等
生活環境の整備	水道（上下水道、簡易水道）、下水（公共下水道、農業集落排水、地域し尿処理）、ごみ処理、消防 等
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者福祉施設、児童福祉施設、認定こども園、母子福祉施設 等
医療の確保	無医地区対策、へき地医療確保、巡回診療、保健指導 等
教育の振興	学校教育関連施設（校舎、屋内運動場、教職員住宅、給食施設）、幼稚園、公民館、集会所、体育館 等
地域文化の振興等	文化財の保存、人材育成 等
集落の整備	UIJ ターン推進、定住住宅の整備 等
その他地域の自立促進に関し必要な事項	太陽光その他自然エネルギーを利用するための施設等

(2) 過疎対策事業に対する評価及び今後の課題

- 多岐にわたる過疎対策事業を活用し、道路や下水道など生活環境の整備に取り組んできた結果、生活環境の整備は着実に進んできたが、市町村道の改良率・舗装率や下水道の汚水処理人口普及率など、県全体と比較すると依然として低い整備状況にある。
- 雇用情勢については、産業振興施策などにより、県全体で改善傾向が続いてきたが、令和2年度の有効求人倍率は低下し、過疎市町村の多い筑豊地域は県全体の水準を下回っている。
- 全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、本県過疎地域でも人口減少が進み、高齢化がさらに進んでいる。このため、集落の小規模化、高齢者の割合の高い集落の増加により、集落機能が低下し、生活の維持確保が困難となることが危惧される。

2 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

本県過疎地域は、我が国の近代化を支えた旧産炭地域、国土の保全や水源のかん養といった機能を担ってきた中山間地域、玄界灘の離島筑前大島という多様な特性を持つ地域で構成される。

また、県内市町村数の3分の1を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとであり、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などの多面的・公益的機能を担っている。

今後もその機能を維持していくことは、同時に、都市も含めた県民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方移住への関心の増加、テレワークの普及等、人々の行動・意識の変化、働き方の変化がみられ、地方への移住の機運が高まっているこの機会を捉え、地域間交流を促進し、交流人口や関係人口の拡大を図ることが重要である。

以上のような状況を踏まえ、福岡県においては、次の基本的な方向のもと、過疎対策をすすめていく。

I 地域の未来を見据えた取組の推進

将来にわたって持続可能な地域社会を実現するために、豊かな自然や農林水産物、伝統文化などの地域資源を活かした産業の振興や再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、デジタル技術の活用を加速させ、過疎地域が有する生活面や産業面での地理的不利性、時間的・距離的制約を克服し、選ばれる地域の実現を目指す。

また、多様な人材が地域づくりの担い手として活躍できるよう人材の確保・育成を進める。

- 専門人材の派遣等により、地域全体で次代を担う人材育成に取り組む体制づくりを進める。
- 地方への移住の機運が高まっているこの機会を捉え、過疎地域へ人と企業の流れを呼び込むため、移住・定住施策を促進する。
- 過疎地域の豊かな自然や伝統文化を活かした都市と農山漁村の交流により、交流人口や関係人口の拡大を図る。
- 地域の農林水産物を活用した6次化商品等の特産品の開発、観光地域

づくり、地域に応じた企業誘致や創業の支援を推進する。

- 産業、観光、農林水産業などのあらゆる分野においてデジタル技術の活用を加速させ、新たな過疎対策を行っていく。
- 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進する。

Ⅱ 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で働き、長く元気に暮らしていけるよう、働く場を確保し、就業機会の創出を図るとともに、医療・福祉サービス、子育て支援、教育等の充実により、安全・安心な暮らしを確保し、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを進めていく。

- 過疎地域の特性を活かした農林水産業の振興や地場産業の振興等により、地域の自立を支える雇用の確保を図る。
- 急速な少子高齢化に対応するため、子育て支援、医療・福祉等のサービスの充実を図る。
- 集落の維持・活性化に向けた取組を促進する。
- 地域資源などの魅力を活用した地域活性化の取組を進める。

Ⅲ 暮らしと産業を支える社会基盤の整備

安全で暮らしやすい生活環境を整備するため、道路、污水处理施設などの生活基盤について、広域的、効率的な整備と配置に配慮した、緊急度、重要度に応じた段階的な整備を推進する。

また、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量化やリサイクル等を推進する。

- 道路や水道、污水处理施設等の生活基盤の整備を促進する。
- 路線バス維持による生活交通の確保等に取り組む。
- 消防救急体制の強化を図る。

3 広域的な経済社会生活圏の整備に係る計画との関連

過疎地域の住民の生活の質的向上と地域の自立を促進していくためには、経済の活性化、雇用の創出、医療の確保、福祉の充実、教育の向上、文化活動の活発化といった多様な分野にわたる施策を総合的に進め、それぞれの機能を高い水準で充足していく必要がある。しかし、こうした多様な機能を単独の市町村ですべて充足することは困難であり、市町村が広域的に連携し、相互に補完しあうネットワークという考え方にたって、地域振興に取り組む必要がある。

本県では、通勤・通学等の人口動態、地理的状况、歴史的経緯等を総合的に勘案の上、15の広域地域振興圏域を設定し、それぞれの地域資源、地域特性を生かした広域連携プロジェクトを展開している。過疎地域の振興に際しても、こうした広域的な連携を進めていく。

さらに、定住自立圏構想に基づき策定された「八女市定住自立圏共生ビジョン」、「田川広域定住自立圏共生ビジョン」、「嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン」、「有明圏域定住自立圏共生ビジョン」、「九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョン」による広域連携を促進し、過疎地域の活性化を図っていく。

表 2 4 福岡県の広域地域振興圏域について（過疎地域関係分）

（令和4年4月現在）

圏域名	関係市町村 □ は過疎市町村 □ は特定市町村	地域の特徴、目指すもの、取組の概要
八女・筑後、久留米及び有明	大牟田市 久留米市 柳川市（旧柳川市、旧大和町） 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市（旧浮羽町） みやま市 大刀洗町 大木町 広川町	<p>【地域の特徴・目指すもの】 （ネットワーク田園都市圏の形成） 人口や都市機能が集積した大都市一極集中型ではなく、文化や教育、医療、産業などの都市機能をバランス良く有し、それぞれが道路や情報インフラにより相互に連携・補完し合うネットワーク型のゆとりある面的な広がりを持った広域都市づくりを進める。 それにより、質の高い豊かな生活を送ることができる田園都市圏を形成し、地域の活性化を図る。</p> <p>【取組の概要】 （1）スポーツを活用した地域振興プロジェクト （2）筑後の観光魅力発信プロジェクト （3）ちくご子どもキャンパス</p>
京築	行橋市 豊前市 苅田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町	<p>【地域の特徴・目指すもの】 （アメニティ都市圏の形成） 「産業」、「文化」、「教育」の力を活かして地域の総合力を高め、ゆとりある居住、レクリエーション、活発な生産活動を促す「アメニティ」を兼ね備えた個性的な都市圏の形成を目指す。</p> <p>【取組の概要】 （1）「産業の力」向上プロジェクト （2）「教育の力」育成プロジェクト （3）「文化の力」蓄積プロジェクト （4）情報発信プロジェクト</p>

圏域名	<p>関係市町村</p> <p>□ は過疎市町村</p> <p>□ は特定市町村</p>	<p>地域の特徴、目指すもの、取組の概要</p>
飯塚・嘉穂	<p>飯塚市(旧筑穂町、旧 穎田町)</p> <p>嘉麻市</p> <p>桂川町</p>	<p>【地域の特徴・目指すもの】</p> <p>福岡・北九州市圏に近接した県の中央に位置する緑豊かな地域。「お菓子」や「食」、「酒蔵」、「古墳」といった魅力ある地域資源を活用し、都市圏との交流人口の拡大、地域の活性化を図る。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>(1) 嘉飯の魅力めぐりプロジェクト</p> <p>(2) スポーツのまちづくりプロジェクト</p>
遠賀・中間	<p>中間市</p> <p>芦屋町</p> <p>水巻町</p> <p>岡垣町</p> <p>遠賀町</p>	<p>【地域の特徴・目指すもの】</p> <p>遠賀川や響灘等の豊かな自然や農水産物等の地域資源を活用し、質の高い住み良いまちづくりを行うことで、域外からの交流及び定住人口の増加を目指す。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>(1) 魅力発信プロジェクト</p>
宗像・糟屋北部	<p>宗像市(旧大島村)</p> <p>古賀市</p> <p>福津市</p> <p>新宮町</p>	<p>【地域の特徴・目指すもの】</p> <p>福岡市・北九州市からのアクセスの良さを活かし、当地域の魅力を発信することで、交流人口の拡大、地域活性化を図るとともに、広域による共通課題の解決を目指す。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>(1) しこふむ地域魅力発信プロジェクト</p> <p>(2) 外国人との共生に向けた事業</p>

圏域名	<p>関係市町村</p> <p>□ は過疎市町村</p> <p>□□□ は特定市町村</p>	<p>地域の特徴、目指すもの、取組の概要</p>
直方・鞍手	<p>直方市</p> <p>宮若市</p> <p>小竹町</p> <p>鞍手町</p>	<p>【地域の特徴・目指すもの】</p> <p>福岡・北九州都市圏に近接し、高速道路や鉄道・バス等の交通網も整備。「ものづくり」を中心にした地域資源を活用し、都市圏との交流人口の拡大、地域の活性化を図るとともに人材育成に取り組む。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>(1) ちよっくらふれ旅プロジェクト</p> <p>(2) 直鞍・人づくりプロジェクト</p>
朝倉	<p>朝倉市(旧杷木町、旧朝倉町)</p> <p>筑前町</p> <p>東峰村</p>	<p>【地域の特徴・目指すもの】</p> <p>朝倉の水と緑と文化を活かしたスローライフの創造をテーマとしたプロジェクトを展開して本地域の魅力を高め、交流人口及び定住人口の増加を目指す。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>(1) 朝倉の観光振興プロジェクト</p> <p>(2) 朝倉グリーンツーリズム推進プロジェクト</p>
田川	<p>田川市</p> <p>香春町</p> <p>添田町</p> <p>糸田町</p> <p>川崎町</p> <p>大任町</p> <p>赤村</p> <p>福智町</p>	<p>【地域の特徴・目指すもの】</p> <p>鉄道・道路など福岡・北九州都市圏からのアクセスも良く、福岡県立大学等の学術機関も存在。石炭関連遺産や英彦山など豊かな自然、文化史跡や伝統行事、温泉・道の駅など地域資源を活用した都市圏との交流人口の拡大、人材育成に取り組む。</p> <p>【取組の概要】</p> <p>(1) 田川まるごと博物館プロジェクト</p> <p>(2) 田川・人財力育成プロジェクト</p>

表 2 5 福岡県内の定住自立圏の状況（過疎地域関係）

圏域	中心市宣言、協定締結、共生ビジョン等の状況	関係団体 (太字は中心市、)  は過疎市町村  は特定市町村	予定される主な取組 (共生ビジョン又は総務省HPより)
八女市定住自立圏	H21. 4. 24 宣言 H21. 12. 25 協定 H22. 12 ビジョン策定 H27. 3 第2次ビジョン策定 R2. 3 第3次ビジョン策定	八女市	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能の強化 結びつきやネットワークの強化 圏域マネジメント能力の強化
有明圏域定住自立圏	H21. 8. 28 宣言 H21. 10. 8 協定 H23. 3. 31 ビジョン策定 H25. 10. 1 ビジョン改訂(圏域拡大) H28. 3. 31 第2次ビジョン策定 R3. 3. 31 第3次ビジョン策定	大牟田市 、 柳川市 、 みやま市 荒尾市、南関町、長洲町(熊本県)	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能の強化 結びつきやネットワークの強化 圏域マネジメント能力の強化
田川広域定住自立圏	H28. 9. 23 宣言 H29. 1. 11 協定 H29. 10. 27 ビジョン策定 H29. 11. 24 ビジョン変更(追加)	田川市 、 香春町 、 添田町 、 糸田町 、 川崎町 、 大任町 、 赤村 、 福智町	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能の強化 結びつきやネットワークの強化 圏域マネジメント能力の強化

圏域	中心市宣言、協定締結、共生ビジョン等の状況	関係団体 (太字は中心市、) ○ は過疎市町村 ○ は特定市町村	予定される主な取組 (共生ビジョン又は総務省HPより)
嘉飯圏域定住自立圏	H29.12.22 宣言 H30.3.26 協定 H30.8.30 ビジョン策定	飯塚市 、 嘉麻市 桂川町	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能の強化 結びつきやネットワークの強化 圏域マネジメント能力の強化
九州周防灘地域定住自立圏	H21.4.30 宣言 H21.11.2 協定 H22.3 ビジョン策定 H27.3 第2期ビジョン策定 R2.1.17 協定 R2.3 第3期ビジョン策定	中津市 (大分県)、 宇佐市 (大分県)、 豊後高田市(大分県)、 豊前市 、 吉富町 、 上毛町 、 築上町	<ul style="list-style-type: none"> 小児救急医療体制の確保 スポーツの振興 勤労者福利厚生対策 公共交通 定住・移住促進 圏域内外の住民との交流 広域道路網の整備 圏域マネジメント能力の強化

SDGs について

本県では、SDGs（持続的可能な開発目標）の推進を図っているところです。

本方針に基づく取組は、SDGs の目標 11「住み続けられるまちづくりを」をはじめ、目標 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」や目標 8「働きがいも経済成長も」、目標 3「すべての人に健康と福祉を」などの実現に資するものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2 分野別の方針・取組

I 地域の未来を見据えた取組の推進

1 次代を担う「人財」の育成



(1) 人材育成の方針

人口減少が進むことにより、地域社会の活力低下が懸念されるなか、過疎地域の振興を図るためには、人材を確保・育成し、地域の活力を向上させていくことが不可欠である。

過疎対策において、産業振興や条件不利性の克服などの様々な取組に際し、地域住民や関係人口の参画を促すこと、とりわけリーダーとなる人材を含め、地域住民等の人材を育成することが重要である。

(2) 人材の確保・育成の促進

人材を確保し、地域にいる人を育てて地域の活力を向上させるために、地域全体で人材育成に取り組む体制づくりを進めていく。具体的な例は次のとおりである。

① 地域における創業の支援

地域資源の活用や地域の課題解決をテーマとしたビジネスプランコンテスト等の開催を通じて、革新的なビジネスアイデアを有する創業希望者を県内外から呼び込む。そして、地域中小企業支援協議会を中心に地域ぐるみの創業支援を行い、県内への移住及び創業を促進し、地域における人材の確保を図る。

② 地域を支える人づくり

地域における広域性と多様性を活かし、次代を担う子どもたちのリーダーシップや生きる力、郷土に対する誇りを育むとともに、将来、地域の活性化を担う人材育成に取り組む。

また、観光まちづくりを牽引する地域の観光人材や各地域の住民が主体となってその地域の観光名所などの解説・案内を行う観光ボランティアガイド、地域文化の魅力を伝える活動を行う文化ボランティアなどの人材を育成し、その活動を支援していく取組を進めていく。

さらに、地域おこし協力隊の任期終了後の定住支援に取り組むことにより、

地域を担う人材の確保を図る。

③ 専門人材の活用

過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を活用し、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行う。

また、民間企業の知見、ノウハウを活かす「地域活性化起業人」制度の活用を促進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進



(1) 移住・定住・地域間交流の促進の方針

本県では、県内への人の流れをつくり、定住人口の増加による地域社会の活性化を図るため、企業誘致や創業支援のほか、農林水産業など地域での基幹となる産業の振興により働く場を確保するとともに、しごと、住環境、子育て支援等の福岡県の魅力を発信し、首都圏等からの移住・定住を促進することとしており、過疎地域においても、これらの取組との連携を図っていく。

また、若者をはじめ地域住民の地元定着を図るため、地域の住宅や子育て等の支援に関する情報発信、県内就職の促進の取組を進める。

さらに、都市住民が地方と交流する「関係人口」を生み出し、地方と都市のつながりを強化することで多様な人材が地域づくりの担い手として活躍できるようにする。

(2) 移住・定住の促進

① 移住相談体制や情報発信の充実

首都圏などから過疎地域への移住・定住を促進するため、市町村と連携し、移住希望者のニーズにきめ細かに対応する移住相談体制を構築するほか、福岡県の移住・定住ポータルサイトの運用、ガイドブックの発行等により、地域の魅力や住みやすさ、住宅や子育て、雇用の確保、市町村の各種支援制度などの情報を総合的に発信する。

② 「転職なき移住」の促進

関係人口の創出・拡大の取組による移住者の掘り起こしや、コワーキングスペースやシェアオフィスを利用した本県でのテレワークの推進、サテライトオフィスの誘致による就業機会の創出などにより、「転職なき移住」にかかる施策等を総合的に展開し、移住を促進する。

③ 県内就職の促進

UIターン就職促進協定締結大学とも連携し、県内企業の魅力発信や個別就職相談などを実施し、首都圏等からの県内就職の促進を図る。

また、地元企業の魅力を県内の高校生、大学生に紹介し、理解を深めることで企業規模や知名度に捉われない職業選択を促進し、地元定着を図る。

④ 地域おこし協力隊の定住促進

地域外から住民を受け入れるための市町村の環境整備に対する支援を行うほか、観光振興や6次産業化商品の開発など地域の担い手として活動している地域おこし協力隊について、起業・就業支援を実施し、移住者の定住促進を図る。

⑤ 空き家を活用した定住促進

「福岡県版空き家バンク」や「福岡県空き家活用サポートセンター」の運用により、市町村による空き家の掘り起こしを支援し、市場へ流通させることで、空き家を活用した定住促進を図る。

⑥ 中山間地域の受入環境の整備

農林業を営みながら他の仕事にも携わり、双方で生活に必要な所得を確保する「半農半X」というライフスタイルを推進することで、中山間地域への移住・定住を促進する。

(3) 地域間交流の促進

過疎地域には、豊かな自然や伝統文化に加え、都市的な生活では見失われがちな「人と人とがつながる共同体を重視した暮らし方」「自然と折り合い、自然とともに暮らす生活と技術」が伝承されており、特に若年層の間で農山漁村の生活に魅力を感じている人が増えている。

このため、豊かな自然、文化、歴史遺産等の地域資源を発掘、磨き上げ、活用した観光振興や体験型プログラム、新鮮な農産物や伝統工芸品を活用した特産品の開発・販売を積極的に推進し、グリーンツーリズムを進めるとともに、スポーツイベントやスポーツ体験、スポーツツーリズムなどスポーツを通じた交流を促進する。

さらに、コロナ禍における働き方の多様化による需要を取り込むため、宿泊施設におけるワーケーションの取組を支援することにより、交流人口の増加を図る。

また、日常的な都市と農山漁村との交流を進めることで、都市住民に農山漁村の魅力を浸透させ、農山漁村の住民にとっては他の地区の住民を受け入れるための意識改革を進めるとともに、出会い・結婚応援のための多様な出会いの場の提供を行い、地域間交流を促進していく。

3 選ばれる地域の実現



(1) 選ばれる地域の実現の方針

過疎地域の活性化を図るための基礎的条件である産業の振興については、安定した雇用と所得の確保が地域の自立促進を図る上で最も重要であり、最優先の課題として、地域の特性に応じて重点的に取り組んでいく。

農林水産業においては、国内外の需要の変化、担い手の減少など情勢の変化を踏まえ、稼げる、魅力ある産業とするため足腰の強い農林漁業経営の確立や農山漁村の活性化などを図る。

都市部との幹線道路網や高速情報通信網、産業団地の整備、水資源開発等を進めることにより、企業の誘致と地場産業の高度化を図り、厚みのある産業構造の形成を目指していく。

(2) 農山漁村の振興

過疎地域の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、高品質な農林水産物の安定生産による供給力の向上と生産コストの低減を図るとともに、地域の農林水産物を活用した6次化商品の開発などにより収益性向上を図る。

また、過疎地域の集落機能の維持と地域資源・環境を保全していくためには、農地・農業用道水路等の適切な保全管理や農村環境の保全等に向けた取組に加え、都市部との時間的距離が近い立地条件を活かし、直売所を地域振興の拠点とした地域づくりの推進や、農山村地域と都市の企業などの共助活動、各地域が持つ資源や食文化などを活かした体験や交流イベントの取組を推進する。

(3) 地場産業等の振興

県内では、古くから育まれた伝統工芸産業が盛んであり、過疎地域には、国指定の伝統的工芸品である小石原焼、上野焼、八女福島仏壇、八女提灯、県指定の特産民芸品である英彦山がらがら、きじ車など工芸品や民芸品が数多くある。これら多様な伝統工芸産業を振興するため、後継者の確保や育成、技術開発力の向上、販路拡大等を促進する。

また、県内各地には魅力ある農林水産物や物産品等の地域資源が豊富に存在する。これらを活かし、異業種連携や農商工連携による新たな地域特産品の開発を推進する。併せて、山村地域特有の伝統文化を活かした農林水産まつり、地域の物産フェア等のイベントを実施し、積極的に都市との交流を促進することで、地域特産品の販路を拡大する。さらに地場産業を活かした観

光客誘致に取り組む。

筑豊地域には、自動車組立メーカーを中心に自動車産業が集積し、地場企業に活力を与えている。

今後さらに、自動車産業をはじめとした付加価値の高い産業への参入を促進する。また、福岡ソフトウェアセンターによる情報処理従事者の研修、中小企業大学校直方校による経営者やその後継者等への研修など人材育成を推進するとともに、飯塚研究開発センターによる各種研究開発支援により地場産業の振興を促進する。

大牟田地域においては、金属や化学工業で蓄積された技術や人材を活用し、環境リサイクル産業の育成、集積を図るとともに、臨海部における企業遊休地を活用した新たな産業の集積を促進する。

これらの地場産業の中核を担い地域経済を支える中小・小規模企業者が行う設備の高度化や経営革新を促進するため、民間専門家による診断・助言を行うほか、制度融資による長期・低利の融資等の支援を行う。

また、県内の中小企業が直面する人手不足等の経営課題を解決するため、福岡県中小企業生産性向上支援センターによる業務プロセスの改善や自動化による取組への支援により、中小企業の実産性向上を促進する。

(4) 企業の誘致推進

旧産炭地域の過疎地域では、昭和30年代のエネルギー革命により壊滅的な打撃を受け、地域社会そのものが崩壊の危機にさらされた。このため県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構や市町村と協力し、石炭産業に代わる産業の導入を目指し、企業立地の受け皿となる産業団地の整備と企業誘致活動を積極的に行ってきた。今後も、産業団地の選定や公的施設の活用を市町村と連携して行うことで、新たな産業の誘致・集積を推進する。

一方、他の地域に比べて企業立地条件に恵まれない山村の過疎地域では、農林業と産業の均衡ある発展で地域住民の所得の向上を図る必要がある。このため、農村地域への産業の導入促進に係る制度を活用し、産業団地の整備を進めるとともに、環境保全に留意しつつ、地域の特性に応じた企業誘致を推進し、新たな雇用の場を創出する。

4 地域における情報化



(1) 地域における情報化の方針

IT（情報通信技術）は、今や電気、水道、ガスと同様、不可欠な生活インフラであり、過疎地域が有する、生活面や産業面での地理的不利性、時間的・距離的制約を克服するための極めて重要なツールであり、産業、観光、農林水産業などのあらゆる分野において積極的な活用が期待される。

情報通信技術の発展に対応するため、情報通信インフラ整備のさらなる促進や、過疎地域における情報通信技術の利活用、IT人材の確保・育成を促進する。

また、過疎地域において情報通信技術の活用を加速させ、新たな過疎対策を行うことで、多様な人材を取り込み、地域全体で、持続可能な社会の形成及び地域活力の向上を目指す。

(2) 情報化の促進

生活環境の利便性の向上や地域活性化の観点から、地理的・時間的な制約のないITの利活用は有効である。

そのため、光ファイバーや5G等の情報通信インフラや地上デジタル放送の受信施設については、主に民間事業者の活力を生かして整備を促進する。誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会を実現するため、行政のデジタル化を推進する。

地域の基幹産業である農林水産業においては、スマート技術を活用し、高品質な農林水産物の安定生産を進め、稼げる・魅力ある農林水産業を目指す。

また、観光分野においては、新型コロナウイルス感染症の影響により皆減となった外国人観光客の回復を図るため、デジタルプロモーションを中心に実施するなど、デジタルを活用した観光による地域振興を図っていく。

また、働く場の創出については、コロナ禍でテレワークやワーケーションなど、地方にいながら都市部の企業の仕事を行うような新たな働き方の導入が進んでいることから、情報通信基盤やサテライトオフィスの整備など過疎地域であっても働きやすい環境を整備することで、地方への新たな人の流れを創出する。

5 再生可能エネルギーの利用の推進



(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

再生可能エネルギー（以下「再エネ」）は、太陽光や風力、その他非化石エネルギーのうち、永続的に利用することができるエネルギーとされており、二酸化炭素を排出しない環境に優しいエネルギーである。

また、これまでの大規模集中型の発電方法と異なり、地域でエネルギーを作り地域で消費する、エネルギーの地産地消が可能なエネルギー源としても注目されている。

昨年10月、国が表明した2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現には、省エネの推進や水素エネルギーの利活用拡大に加え、二酸化炭素を排出しない再エネの導入拡大が不可欠である。

本県では、積極的に再エネの導入拡大に取り組んでおり、これまでの導入量は、平成22年度の30万kwから令和元年度末には、8倍以上となる249万kwまで拡大した。

過疎地域については、地域に存在する未利用資源などを有効活用することで、再エネの更なる利用促進が期待でき、分散型エネルギーである再エネの導入は、災害時の緊急電源の確保など、災害に強い地域づくり（地域強靱化）にも資する取組である。

さらに、地域外から購入していた電気を地域内で調達することで、財の域外流失を抑えるとともに、FIT（固定価格買取制度）売電による収入を得ることができれば、地域経済への好循環が期待できる。

過疎地域における再エネの利用促進は、安全・安心で魅力的な地域づくりにも資する取組であり、地域の実情に応じて、今後も更なる利用促進を図る。

(2) 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入

過疎地域は、森林資源等のバイオマスや水、土地などの資源が豊富に存在し、再エネ利用の面で高いポテンシャルを有していると言える。

以下は、活用が考えられる地域資源の例である。

① 太陽光発電

遊休地や荒廃農地、共同利用施設の屋上などを活用した発電設備の設置や農地に支柱を立て、その上部に太陽光パネルを設置するソーラーシェアリングなど。

② バイオマス発電

木質チップを燃料とするバイオマス発電や木質チップ製造施設等の整備、木質バイオマスボイラーの導入、家畜糞尿、食品廃棄物等によるバイオガス発電など。

③ 中小水力発電

農業用ダムや用水路、小規模河川に設置する水力発電。

④ 風力発電

四方を海に囲まれたわが国は、海域における洋上風力発電開発のポテンシャルが高く、国も法整備により洋上風力発電を推進。

これらの地域資源等を活用して再生可能エネルギーの利用拡大を目指す地域の取組を推進する。

Ⅱ 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり

1 産業の振興



(1) 産業振興の方針（再掲含む）

過疎地域の活性化を図るための基底的条件である産業の振興については、安定した雇用と所得の確保が地域の自立促進を図る上で最も重要であり、最優先の課題として、地域の特性に応じて重点的に取り組んでいく。

農林水産業においては、国内外の需要の変化、経済のグローバル化、担い手の減少、自然災害の頻発など情勢の変化を踏まえ、稼げる、魅力ある産業とするため収益性の高い農林漁業経営の確立や農山漁村の活性化などを図る。

また、県民の健康で、安心・安全な生活の実現と農林水産業の発展のため、保健医療介護や商工、農林水産、教育など様々な分野の関係団体が一体となり、ワンヘルスの基本理念のもと、食育や地産地消を県民運動として展開していく。

都市部との幹線道路網や高速情報通信網、産業団地の整備、水資源開発等を進めることにより、企業の誘致と地場産業の高度化を図り、厚みのある産業構造の形成を目指していく。

さらに、高速情報通信ネットワークの活用により、企業活動の距離的・時間的な制約を是正し、産業の育成・振興を図る。過疎地域における就業機会の創出に向け、情報通信技術を活用したテレワークの推進を図る。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業及び農山漁村の持続的な発展が図られるよう、「福岡の食」の販売・消費の促進、輸出拡大、担い手の育成、農林漁業の応援団づくりなどの取組を農業・林業・水産業で一体的に推進していく。

収益性が高く、足腰の強い農林漁業経営の確立、安全で安心な農林水産物の生産性の向上、食及び木材利用の重要性に対する県民の理解と主体的な行動の促進及び農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持増進等を図るため、ブランド化や6次産業化、輸出の拡大等、地域経済の活性化につながる各種施策を積極的に推進する。

① 農業の振興（再掲含む）

過疎地域の農業の振興を図るため、優良農地の確保とその有効利用を促進し、意欲ある多様な担い手へ農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を推進する。併せて、ほ場整備や農業用道水路等の農業生産基盤の整備・更新を行うことにより、農業生産性の向上を図る。

また、県産農産物の競争力強化に向け、品種開発の加速化、品質保持・安定生産による供給力の向上、対象を明確化した認知度向上対策などのブランド戦略の展開、輸出の促進により、販路拡大を図る。

同時に、農業者の減少や高齢化に対応するため、新規就農者の育成・確保、女性農業者の経営参画の促進を図る。さらに、経営の安定を図るため、水田農業では個別大規模農家や法人化した集落営農組織といった永続性のある担い手の育成・確保、園芸農業では雇用型経営の導入を促進する。

畜産については、収益性向上を図り、競争力を強化するため、生産コストの低減やブランド化を推進するとともに、家畜伝染病の防疫対策を徹底し、安全で高品質な畜産物の供給を図る。

過疎地域の集落機能の維持と地域資源・環境を保全していくためには、農地・農業用道水路等の適切な保管理や農村環境の保全等に向けた取組に加え、都市部との時間的距離が近い立地環境を活かし、直売所を地域振興の拠点とした地域づくりの推進や、農山村地域と都市の企業などの共助活動、各地域が持つ資源や食文化などを活かした体験や交流イベントの取組を推進する。

鳥獣被害が発生している地域では、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組、侵入防止柵の整備や捕獲機材の導入などの被害防止対策を推進する。

中間・山間地域では、平地に比べ耕地面積が狭く、急傾斜地が多いなどの土地条件面だけでなく、経済的・社会的条件でも不利な点が多い。一方、棚田を活用した良好な景観保全による観光交流や、地域の特長を生かした多種多様な農業の展開が可能である。

このため、土地条件や気象条件を生かした茶、果樹、野菜、花き・花木等の生産振興を図る。

② 林業の振興

林業は、木材等の林産物を生産するとともに、その活動を通じ、森林の持つ公益的機能の発揮や、山村地域における雇用の場として期待されている。

戦後造林された人工林が本格的な利用期を迎えている現在、豊富な森林資源を有効活用することが重要な課題となっていることから、林業経営が成り立つ人工林においては、主伐による原木の供給拡大を推進するとともに、主伐後の着実な再造林を図る。また、需要拡大を図るため、建築物の木造・木質化や輸出を推進する。さらに、原木生産の効率化や造林・育林の低コスト化、木質バイオマスとしての利用を促進するとともに、しいたけ、たけのこ等の特用林産物の生産関連施設の整備を促進する。

一方、林業従事者が減少・高齢化していることから、林業経営体を支える新規就業者の確保、林業作業士や森林施業プランナー等効率的な林業経営の推進に必要な技術・知識を持った人材を育成する。

森林は、県土の45%を占め、水源のかん養や土砂災害の防止などの公益的機能を有しており、「県民共有の財産」として、守り育て、次世代へ引き継いでいく必要がある。

このため、森林の整備・保全を通じ、災害に強い森林づくりを推進するとともに、林業経営が困難な人工林においては、福岡県森林環境税による荒廃森林の未然防止のための強度間伐、県民参加の森林（もり）づくりなどの取組により、健全で活力ある森林を造成する。

③ 水産業の振興

漁業経営の収益性の向上を図るため、漁港・漁場などの生産基盤の整備、種苗放流、資源管理及び漁場の環境保全による水産資源の維持・増大、ノリ・カキ等の養殖業の安定化を実施していく。

また、低コスト化、省力化等のための共同利用施設や安全安心な水産物を出荷するための流通関係施設の整備を促進する。

さらに、漁業経営の改善や漁獲物の鮮度保持の徹底を図るとともに、県産水産物の認知度向上や漁業者による直接販売の推進等により、漁業者の所得向上に努める。

併せて、漁協の指導力・販売力を強化するとともに、漁業者の経営力を強化し、若者の漁業への参入・定着を促進する。

(3) 地場産業等の振興（再掲）

県内では、古くから育まれた伝統工芸産業が盛んであり、過疎地域には、国指定の伝統的工芸品である小石原焼、上野焼、八女福島仏壇、八女提灯、県指定の特産民芸品である英彦山がらがら、きじ車など工芸品や民芸品が数多くある。これら多様な伝統工芸産業を振興するため、後継者の確保や育

成、技術開発力の向上、販路拡大等を促進する。

また、県内各地には魅力ある農林水産物や物産品等の地域資源が豊富に存在する。これらを活かし、異業種連携や農商工連携による新たな地域特産品の開発を推進する。併せて、山村地域特有の伝統文化を活かした農林水産まつり、地域の物産フェア等のイベントを実施し、積極的に都市との交流を促進することで、地域特産品の販路を拡大する。さらに地場産業を活かした観光客誘致に取り組む。

筑豊地域には、自動車組立メーカーを中心に自動車産業が集積し、地場企業に活力を与えている。

今後さらに、自動車産業をはじめとした付加価値の高い産業への参入を促進する。また、福岡ソフトウェアセンターによる情報処理従事者の研修、中小企業大学校直方校による経営者やその後継者等への研修など人材育成を推進するとともに、飯塚研究開発センターによる各種研究開発支援により地場産業の振興を促進する。

大牟田地域においては、金属や化学工業で蓄積された技術や人材を活用し、環境リサイクル産業の育成、集積を図るとともに、臨海部における企業遊休地を活用した新たな産業の集積を促進する。

これらの地場産業の中核を担い地域経済を支える中小・小規模企業者が行う設備の高度化や経営革新を促進するため、民間専門家による診断・助言を行うほか、制度融資による長期・低利の融資等の支援を行う。

また、県内の中小企業が直面する人手不足等の経営課題を解決するため、福岡県中小企業生産性向上支援センターによる業務プロセスの改善や自動化による取組への支援により、中小企業の生産性向上を促進する。

(4) 企業の誘致推進（再掲）

旧産炭地域の過疎地域では、昭和30年代のエネルギー革命により壊滅的な打撃を受け、地域社会そのものが崩壊の危機にさらされた。このため県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構や市町村と協力し、石炭産業に代わる産業の導入を目指し、企業立地の受け皿となる産業団地の整備と企業誘致活動を積極的に行ってきた。今後も、産業団地の選定や公的施設の活用を市町村と連携して行うことで、新たな産業の誘致・集積を推進する。

一方、他の地域に比べて企業立地条件に恵まれない山村の過疎地域では、農林業と産業の均衡ある発展で地域住民の所得の向上を図る必要がある。このため、農村地域への産業の導入促進に係る制度を活用し、産業団地の整備を進めるとともに、環境保全に留意しつつ、地域の特性に応じた企業誘致を

推進し、新たな雇用の場を創出する。

(5) 創業の促進

地域資源や特産品などを活用した産業、情報関連産業、高齢社会に対応した福祉関連産業等、地域の実情に即した分野において、新たな事業の展開を図ろうとする個人や団体の取組に対して、幅広い情報提供、施設の共同利用、長期・低利の制度融資を行うなどその立ち上がりを支援する。

また、起業家精神に富んだ意欲的な人材の育成を図るとともに、交通基盤や情報通信基盤の整備を進めることにより、都市部との格差を解消するなど、起業環境の整備を促進する。

(6) 商業の振興

消費者ニーズの多様化と高級化が都市への消費流出の原因となっている。また、人口減少に伴う購買力の低下等も、地域商業の経営環境を悪化させている。

このような状況を踏まえ、地域の潜在的購買力の発掘や商店街活性化の方策を探るため、商店街の求めに応じ適切な助言を行うとともに、商店街組合等が行う共同施設整備等への融資やハード・ソフト両面の補助制度等を活用することにより、商店街の活性化を図る。

(7) 情報通信産業の振興

交通基盤や情報通信基盤の整備を進めることにより、都市部との格差を解消するなど、起業環境の整備を促進する。(再掲)

(8) 観光の振興

県内の過疎地域には美しい自然が豊富に存在しており、この恵まれた自然環境を保全しながら観光振興を図っていく必要がある。県内には世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三池炭鉱関連施設、世界の記憶である山本作兵衛コレクションといった世界的な観光資源があり、これらと伊藤伝右衛門邸、旧藏内邸などの炭鉱遺産を結びつけた広域観光を推進する。

また、平成29年7月に世界文化遺産に登録された「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」など貴重な歴史遺産や地域に脈々と受け継がれている産業や芸能文化といった地域資源を魅力的な観光資源として有効活用する。

さらに、本県過疎地域の特性として、福岡、北九州両政令市をはじめ、近

隣地域に都市機能が集積するなど観光誘客を図る上で有利な条件を備えていることから、これを十分活かした戦略を立てていく。

最近の観光旅行のスタイルは、「小グループ旅行」「個人旅行」が主体となっていることに加え、「参加・体験型観光」へのニーズの高まりにより、体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行である「ニューツーリズム」が普及してきている。

これらの状況を踏まえ、本県過疎地域の恵まれた自然や農村環境を活かし、魅力ある観光資源の発掘、磨き上げ、活用に取り組むとともに、グリーンツーリズムやサイクリングをはじめとしたアクティビティ、スポーツ等と観光を組みあわせた、体験、交流、滞在型の観光を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により皆減となった外国人観光客の回復を図るため、コロナ後の新たな旅のスタイルの提案をデジタルプロモーションを中心に実施し、観光による地域振興を図っていく。

特に、近年韓国で人気の高いオルレ客を取り込むため、「九州オルレ」として、県内には「宗像・大島」「八女」「久留米・高良山」「みやま・清水山」「筑豊・香春」「福岡・新宮」の6コースが整備されている。これらをPRすることにより、国内外からの誘客と県内周遊を促進する。

また、美味しい食べ物や魅力的な土産品など、農林水産物を活用した農商工連携による特産品開発、地域ならではの「おもてなし」のための観光ボランティアガイドや観光関連事業者の人材育成、観光関連団体の機能強化を促進する。

さらに、コロナ禍における働き方の多様化による需要を取り込み、新たな旅のスタイルに対応するため、宿泊施設におけるワーケーションの取組などを支援することにより観光客受入れ環境の整備を推進し、新たな観光客の獲得を図る。

2 医療の確保



(1) 医療の確保の方針

地域住民が安心して生活していくための基盤として、医療の確保は重要な要素であり、特に過疎地域を中心とした無医地区においては、地域の重要な課題である。

このため、第7次福岡県保健医療計画に基づき、地域の保健医療機関の機能連携を図りながら、医師の派遣及び施設・設備に対する補助を通じ、医療提供体制の確保に努める。

(2) 無医地区対策

県内には16の無医地区があり、このうち過疎地域に13地区が存在している。

これら医療の機会に恵まれない地区における住民の医療を確保するため、第7次福岡県保健医療計画に基づき、次の取組を進めていく。

① へき地医療支援体制の充実

福岡県へき地医療支援機構によるへき地医療支援を充実させるとともに、へき地医療拠点病院による無医地区等への巡回診療の実施やへき地診療所への代診医の派遣を行う。

また、医師等の医療従事者に対する研修体制などの確保に努める。

② 医師の確保

へき地診療所などの過疎地域医療機関への自治医科大学卒業医師の派遣等により、離島やへき地における医師の確保を図る。

③ へき地における医療の確保

離島並びに無医地区を有する市町村等に、へき地診療所及びへき地患者輸送車の整備を促す。

④ へき地における救急医療の確保

当該へき地を含む二次医療圏単位での救急医療提供体制については、関係機関と連携し、確保・充実に努めるとともに、救命処置が必要な救急患者に対し、ドクターヘリを活用した医師による迅速な診療の開始や搬送体

制を引き続き確保していく。

3 集落の整備



(1) 集落整備の方針

住民生活や生産活動の基礎である集落は、食料の生産供給、エネルギーの提供、農地や森林の整備を通じた国土の保全、水源のかん養、伝統文化の継承といった重要かつ多面的な機能を有している。過疎地域の持続的発展を図るためには、集落の活性化が不可欠であり、市町村による集落の維持・活性化に向けた取組を促進する。

(2) 集落整備の促進

住民の主体的参画や合意形成を図るため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有する人材が、市町村職員と連携して集落の維持・活性化に取り組む「集落支援員制度」の活用を促進する。また、過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を活用し、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行う。NPO・ボランティア団体など多様な主体との協働の推進、経験や知識が豊富な県職員の派遣、民間企業の知見・ノウハウを活かす「地域活性化起業人」制度の活用により、外部の専門的視点を取り入れ、地域の活性化を図る。

小規模集落の増加、著しい高齢化により単独では集落機能を維持することが困難な地域においては、個々の集落の維持を前提に、小学校区など一定のまとまりがある地域の多様な集落が連携し、生活サービスや就業機会の創出といった機能を相互連携と補完により充足する「集落ネットワーク圏」の形成を促進する。

また、「集落ネットワーク圏」の基幹となる集落において、生活の維持や地域振興の中核を担う「小さな拠点づくり」を促進する。

なお、過疎地域に点在する老朽炭鉱住宅等不良住宅が集合する地区の改良など集落の住環境の整備を促進するとともに、炭鉱住宅の移転跡地、ボタ山・炭鉱跡地については、土地利用計画に基づき、再開発地区や環境保全地区等としての活用を図ることにより集落整備を促進していく。

また、空き家の増加は地域コミュニティの希薄化など集落機能を維持する上での課題であるため、「福岡県版空き家バンク」や「福岡県空き家活用サポートセンター」の運用により、市町村と連携し空き家の利活用の促進を図る。

4 地域文化の振興等



(1) 地域文化の振興等の方針

本県の過疎地域は、歴史と風土の中で培われ、受け継がれてきた神楽や修験といった民俗芸能や伝統文化に加え、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三池炭鉱関連施設、世界文化遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」、世界の記憶の山本作兵衛コレクションなど数多くの文化資源を有している。

このような貴重な文化資源を、関係自治体や地域住民と連携し、適切な保存を図るとともに、地域の文化財の価値や魅力を高め、観光振興、地域振興等の分野と連携した文化財の多面的な活用に努める。

また、民俗芸能、伝統工芸品、祭りなど地域で継承されている伝統文化や生活に根差した衣食住の文化、景観、歴史等の地域資源などの魅力を活用した地域活性化の取組を進める。

その他、市町村や文化芸術団体と連携して、県内各地域で「ふくおか県民文化祭」を開催し、広く県民に文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会や文化芸術団体の交流の場を提供する。また、「ふくおか県民文化祭」では、青少年が日頃から実践する美術、舞台芸術などの文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会も提供する。

(2) 地域文化の振興等に係る施設相互の連携

過疎地域特有の伝統文化、生活文化等を保存し、次世代に伝えていくためには、伝統文化等に触れる機会を充実させる必要がある。

アクロス福岡等の県有文化施設において、伝統芸能の公演の場を提供するなど、県民が優れた古典文化に接する機会の充実を図るとともに、国の重要無形民俗文化財に指定された豊前神楽をはじめ、県内各地域で保存継承されている民俗芸能の公演開催や情報発信、後継者の育成等に取り組む。

また、地域住民の文化芸術活動の拠点である市町村文化施設等と県有文化施設が連携し、文化イベント、職員の資質向上研修といった共同事業の実施や主催事業に関する情報の相互発信などの取組を進める。

その他、県と文化芸術団体や文化施設等が連携し、県民が文化に親しむ手助けをしたり、地域文化の魅力を伝える活動を行う文化ボランティアや地域において文化芸術活動のリーダーとなる人材を育成し、その活動を支援していく取組を進める。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保



(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保の方針

過疎地域では、他の地域に比べて高齢化が先行し、高齢者のみの世帯が多いという特性も見られるなど、高齢者に対する福祉対策の緊急度、重要度は高まっている。

高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを基本理念として策定した「福岡県高齢者保健福祉計画（第9次）」（令和3年度～令和5年度。以下「第9次計画」という。）では、高齢者が、安心して在宅生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」を早急に構築することとしている。

今後、第9次計画及び各地域の特性に応じて作成された市町村計画に基づいた施策を推進する。

また、特別養護老人ホーム等の施設については、第9次計画に基づき、整備を行う。

さらに、障がいのある人の自立と社会参加を促進するなど、過疎地域における保健・福祉の充実に努める。

加えて、過疎地域においても、少子化が進行しており、少子化対策の緊急度、重要度は高まっている。少子化の流れを食い止め、若者が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望もかなえ、子どもを安心して産み育てることができ、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え、応援する社会づくりといった子育て環境の整備を進める。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

① 高齢者を支える医療・介護サービスの確保

高齢者が、医療・介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、社会福祉法人や医療法人、民間事業者の介護サービス事業への幅広い参入を図ることにより、サービス供給体制の確保に努める。

また、人権を尊重した質の高いサービスを提供できる人材の確保・定着を図るため、参入の促進、労働環境・処遇の改善及び資質の向上に努める。

② 高齢者が元気で活躍する生涯現役社会づくり

多くの高齢者は、元気で、働きたい、社会貢献をしたいと望んでおり、活力ある社会を維持していくためにも、経験豊かな高齢者が、年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、職場や地域で活躍し続けることができる選択肢の多い「生涯現役社会づくり」を進めていく。

③ 健康づくりと介護予防

健康寿命を伸ばし、歳を重ねても元気にいきいきと暮らせるようにするため、若年期・壮年期から生活習慣病を予防し、健康づくりに努めるとともに、高齢者が要介護の状況になったり、要介護状態が悪化したりしないようにする介護予防の取組を推進する。

④ 高齢者になっても安心して住み続けられる地域づくり

多くの高齢者は、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活したいと望んでおり、このような希望に応えるため、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを、切れ目なく一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」づくりを令和7年を目途に市町村と連携・協力し進めていく。

⑤ 高齢者等が安全で健やかに生活できる地域づくり

平成28年熊本地震や平成29年7月九州北部豪雨以降県内で相次ぐ災害でも、地域における絆やつながりの大切さ、高齢者等の避難行動要支援者に対する支援の必要性が再認識されており、市町村における避難行動要支援者に対する避難支援体制づくりや高齢者福祉施設等における防災対策の強化等を支援し進めていく。

また、高齢者が安心して生活できるよう、交通安全対策、消費者保護、防犯対策などを進めていく。

⑥ 高齢者等の尊厳が尊重される社会づくり

急速な高齢化に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が更に増加すると予測されており、尊厳が尊重されながら、判断能力が衰えたり、認知症になったりしても、地域で安心して生活できるよう、虐待防止対策や成年後見制度の利用の促進など、高齢者の権利を擁護するとともに、認知症の人を支える地域づくりを進めていく。

⑦ 障がいのある人が住み慣れた地域で生活できる支援体制整備

個々のニーズや実態に応じて、居宅介護等の訪問系サービスの支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図る。

また、地域で生活する障がいのある人の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障がいの重度・重複化、高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化する。

(3) 子育て環境の確保を図るための対策

① すべての子育て家庭への支援

市町村が地域の実情に応じて子育て家庭等を対象に取り組む事業が円滑に実施できるよう、必要な支援を行う。また、子育て家庭を地域社会全体で応援する気運を高めていく。

② 幼児教育・保育サービスの充実

地域における多様な保育ニーズに対応するため、幼児教育や保育サービスの量の拡大と質の向上及び延長保育や病児保育等の充実を図る。

また、保育士等の確保に努めるとともに、幼児保育・保育従事者に対し、必要な研修を実施する。

③ 放課後等の子どもの居場所づくり

地域のニーズに応じた放課後児童クラブの整備や運営の支援、放課後児童支援員の認定・養成を図る。また、地域の実情に応じた放課後等の子どもの居場所づくりの支援を行う。

④ 多世代居住の促進

若年世帯・子育て世帯が既存住宅を購入して行うリノベーション工事に係る費用の一部を補助するなど、高齢者、子育て世代がともに安心して暮らすことができる多世代居住を推進し、子育てしやすい住まい環境の確保に努める。

6 教育の振興



(1) 教育の振興の方針

学校教育においては、子ども一人ひとりがこれからの社会の中で生涯にわたって、心豊かに主体的、創造的に生きていくことのできる資質や能力を育成することが求められている。

しかしながら、在籍する児童生徒の少ない過疎地域の小規模校では、教職員の配置など教育諸条件の整備が必ずしも十分とはなっていない現状にある。

このため、過疎地域における学校教育の充実のために、複式学級解消等のための教員配置及び中学校における免許教科外担当の解消を図るための非常勤講師の配置に努める。併せて、学校教育のICT化の推進により、県内どの地域においても充実した教育が受けられるように支援する。

また、県主催でへき地・小規模校教育研究大会を実施し、へき地・小規模校の特性を生かした特色ある学校づくりを一層推進する。

さらに、地域住民は地域社会の中で安らぎや生きがい、豊かさを求めて地域に密着した学習活動への参加意欲を高めており、社会教育の充実とその活性化が求められている。

このため、過疎地域における生涯学習・社会教育の振興のために、各種社会教育施設の機能充実と利用の促進を図り、地域における学習活動、スポーツ活動等を推進するとともに、学習機会の充実に努める。

(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

過疎地域の小中学校における教育水準の維持・向上を図るため、校舎や屋内運動場等の改築・改修を促進し、良好な教育環境の確保に努める。

小中学校の統合整備を行うに当たっては、教育効果、将来の児童生徒数の推移、児童生徒の通学条件、地域社会における学校の役割等を総合的に判断し、かつ十分に地域住民の理解と協力を得るとともに、施設整備の拡充をはじめ、教育条件の一層の充実を図り、併せて既存施設の有効活用を図る。

また、教育内容・教育方法等の変化に対応できるよう施設の質的整備を図るとともに、耐震化・長寿命化を含め健康的かつ安全で豊かな施設環境を確保する。

さらに、学校が地域住民の生涯学習の場としても有効に活用することができる施設となるよう配慮しながら、整備を進める。

(3) 集会施設、体育施設、図書館その他の社会教育施設等の機能充実

公民館、集会所、体育施設、図書館その他の社会教育施設等についてその機能充実を推進するとともに、学習情報の提供や学習相談等、ソフト面の整備促進に努め、学習機会と学習成果を活用する機会の充実を図る。

特に、図書館については、地域の知の拠点としての機能を十分に発揮できるように、電子書籍を含むデジタル資料の充実や図書資料相互貸借及び横断検索システムの活用などサービスの向上を図る。

さらに、多様化・高度化する学習ニーズへの対応や都市部との情報格差を解消するため、「ふくおか社会教育ネットワーク」や「ふくおか生涯学習ひろば」などの情報提供システムの充実により、よりタイムリーな学習情報の提供と学習相談の充実に努める。

Ⅲ くらしと産業を支える社会基盤の整備

1 交通施設の整備、交通手段の確保



(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

地域の実態を踏まえた計画的な市町村道の整備を図るとともに、広域高速ネットワークのアクセス強化や過疎地域間及び過疎地域と他の地域の日常生活圏の中心都市を結ぶ幹線道路を中心とする基幹交通網の整備を促進する。これらの交通体系は、市町村道から都市間を結ぶ国、県道あるいは高速自動車道など高速交通体系へと、その機能がシステム化されるよう計画的に整備する。

さらに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、買い物、通院などの身近な生活サービスを提供する拠点と各集落を結ぶ路線バスや地域鉄道、離島航路等の交通ネットワークの維持・確保に取り組む。

(2) 国道、県道及び市町村道の整備

① 国道、県道

過疎地域と日常生活圏の中心都市や高規格幹線道路などを結ぶ主要な道路について、地域の実態を踏まえた計画的な整備を推進する。

② 市町村道

過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域活力の更なる向上に資する基幹的な道路、日常生活に密着した道路について、地域の実態を踏まえた計画的な整備を推進する。

(3) 農道、林道、港湾及び離島航路の整備

① 農道

生産性の高い農業を促進し、地域農業の持続的発展及び農村の総合的な振興を図るため、他の農業振興策と連携して、農村地域の農道網の整備を推進する。

② 林道

効率的な林業経営や適正な森林の維持管理及び生活基盤の整備のため、基幹的な林道を整備する。

また、地域における林業生産の基盤の整備や地域住民の生活環境の改善

のため、市町村等が実施する林道整備を支援する。

③ 港湾及び離島航路の整備

重要港湾三池港については、県南地域の物流拠点であるため、船舶の大型化、取扱貨物量の増加に対応した港湾機能の強化や賑わい創出を図る。

地方港湾大島港については、大島海洋体験施設「うみんぐ大島」を活用し、港の利用を促進するとともに、既存の湾港施設について維持管理を推進する。

地方港湾芦屋港については、港湾施設の維持管理を行うとともに、港の既存ストックの有効活用を図り、地域の活性化を推進する。

住民の日常生活及び島外からの来訪者にとって、本土と島とをつなぐ唯一の交通手段として必要不可欠な離島航路維持のため、国と協力して航路事業者を支援していく。

(4) 交通手段の確保対策

路線バスの維持による生活交通の確保のため、国と協力・連携したバス事業者への支援に取り組む。また、地域の移動手段確保のため、市町村によるコミュニティバスの維持・確保や、鉄道・路線バスとの接続強化などによる利便性向上への支援に取り組む。

在来線鉄道や第3セクター鉄道については、沿線市町村及び住民、事業者と連携した利用促進運動を展開し、特に経営基盤の脆弱な中小民間鉄道や第3セクター鉄道といった地域鉄道に関しては、事業者が行う安全輸送設備整備に対し国や沿線市町村と連携して支援を行うことにより、安全性の向上と路線の維持存続を図る。

2 生活環境の整備



(1) 生活環境の整備の方針

過疎地域における人口流出の防止と都市部からのUターンを促進するためには、安全で暮らしやすい生活環境の整備が不可欠である。

生活環境施設については、これまでに、水道の布設、公営住宅の建設、消防救急施設等の整備が積極的に進められ、今日ではかなりの水準にまで高められているが、他の地域に比べて未だに十分とは言えない状況である。

このため、広域的な観点に立った効率的な整備と配置に留意しながら、緊急度、重要度に応じた段階的な整備を推進する。

有明海沿岸や豊前豊後沿岸の背後地は地盤が低く、人口や資産が集積しており、台風等の高潮により大規模な浸水被害につながる恐れがある。そのため堤防の嵩上げや老朽化した護岸の補強といった機能強化を図ることで人命や資産を防護する。

廃棄物処理については、地域の実情に応じ、計画的な対策を講じることとする。

また、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量化やリサイクル等を推進する。

(2) 水道、污水处理施設等の整備

① 水道

本県過疎地域の水道普及率は、県の平均よりもやや低く、山村地域においては、特に低くなっている。

これは、比較的地下水に恵まれた地域において家庭用井戸を飲用や生活用水に多く使用しているためであるが、近年、これらの水質悪化や水量の低下等が懸念されている。

このため、誰もが安全・安心で安定した水を継続して利用できるよう、広域的水道整備計画に基づいた水道の広域化を図るとともに、国庫補助制度を活用し、水道未普及地域の解消を図るなど、水道の整備を推進する。

② 污水处理施設

過疎地域への若年層を中心とする定住促進や、地域住民の快適さに対する要請に応えるとともに、河川等の水環境の保全を図るためには、污水处理施設等の整備が必要である。このため、平成28年度に見直した「福岡

県汚水処理構想」に基づき、各種汚水処理施設の特性等を踏まえ、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法により、公共下水道、農業集落排水施設や漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）、浄化槽等の計画的な整備を図る。

なお、汚水処理施設の整備促進は、公共用水域の水質保全の観点から、県もその役割を担い、市町村の財政的負担の軽減を図る。

③ 公園

スポーツ、文化、レクリエーション活動を楽しみ、地域の振興に資する公園の整備を推進する。

（３）消防救急体制

① 消防体制

市町村が消防施設等の整備の充実を図り、消防体制の強化を進めるよう、指導・助言を行う。

また、消防団については、少子高齢化の進展や被用者の増加などにより、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難になっていることから、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成２５年１２月に制定された。この法律に基づき、消防団への加入促進を行い、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る。

② 救急体制

救急業務については、消防機関や救急医療機関等で組織する「福岡県救急業務メディカルコントロール協議会」において、救急救命士や救急隊員など救急業務に携わる職員の育成等に取り組むことにより、救急業務の充実強化を図る。

図1 福岡県内過疎地域市町村（令和4年4月1日現在）

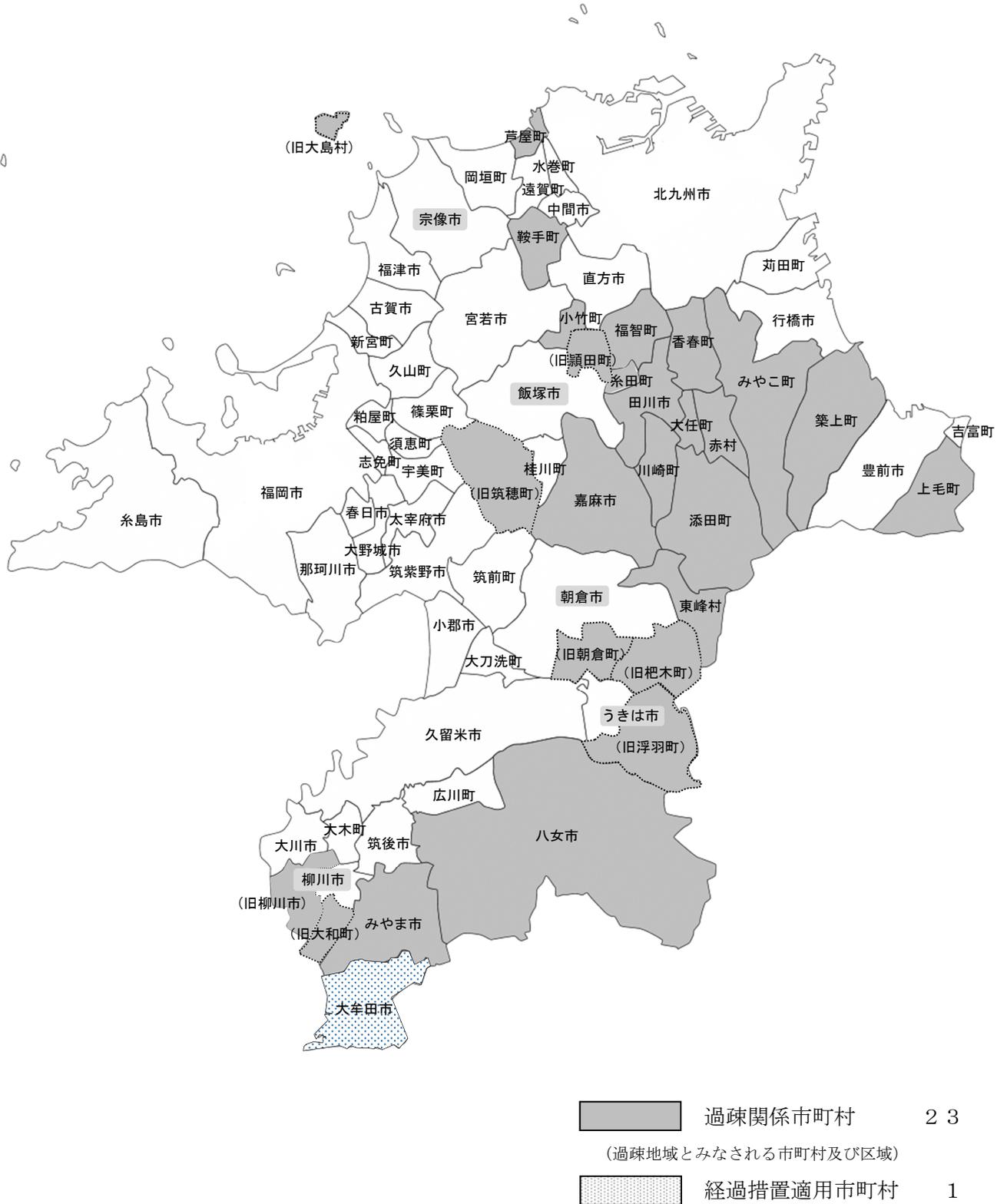
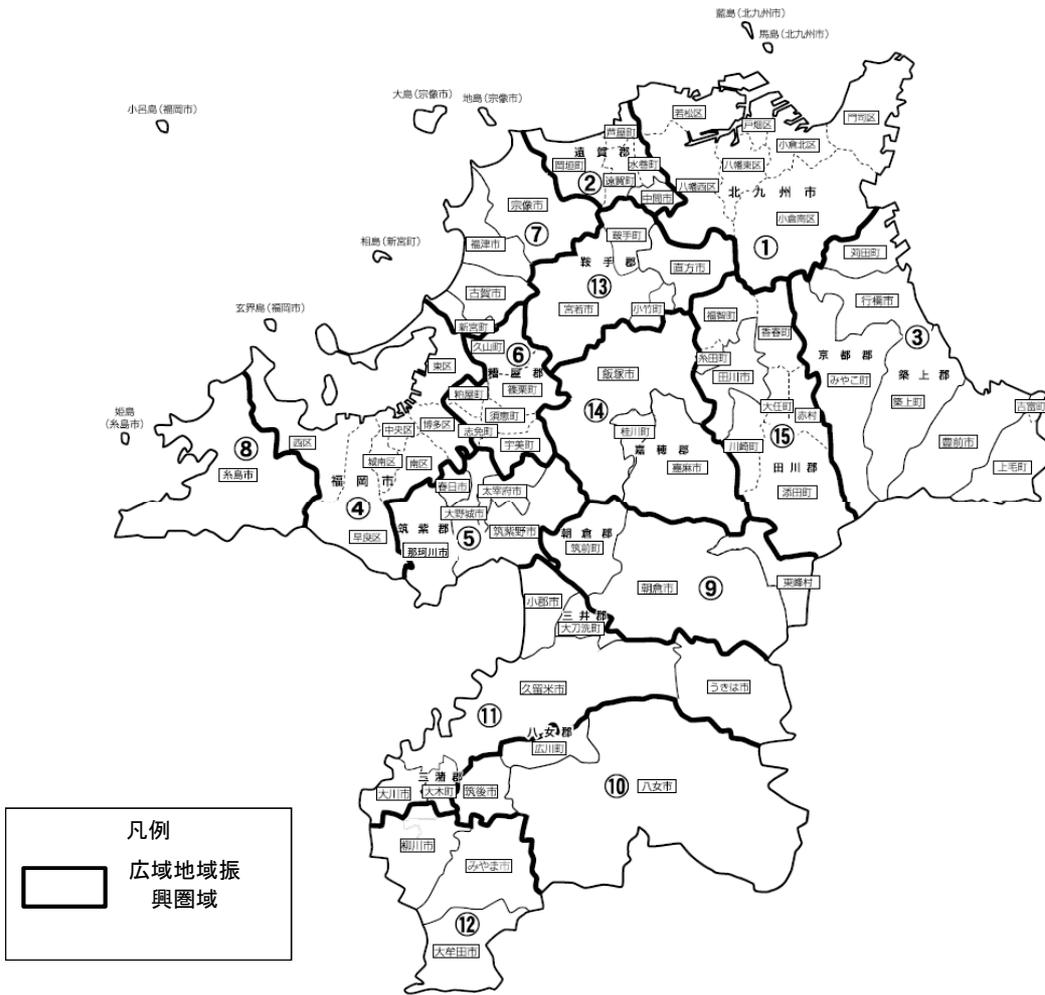


图2 福岡県広域地域振興圏域



圏域名	①北九州市	②遠賀・中間	③京築	④福岡市	⑤筑紫
構成市町村 (R2国調人口)	北九州市	中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	福岡市	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
	939,029人	131,751人	183,302人	1,612,392人	439,695人

⑥糟屋中南部	⑦宗像・糟屋北部	⑧糸島	⑨朝倉	⑩八女・筑後
宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	宗像市、古賀市、福津市、新宮町	糸島市	朝倉市、筑前町、東峰村	八女市、筑後市、広川町
201,143人	255,841人	98,877人	81,763人	129,404人

⑪久留米	⑫有明	⑬直方・鞍手	⑭飯塚・嘉穂	⑮田川
久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町	大牟田市、柳川市、みやま市	直方市、宮若市、小竹町、鞍手町	飯塚市、嘉麻市、桂川町	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町
452,986人	211,617人	104,741人	174,715人	117,958人